

別記様式（第4条関係）

会議録

会議の名称	第6回加東市都市計画マスタープラン策定委員会
開催日時	平成31年1月30日（水） 午前10時00分から午後0時00分まで
開催場所	社福祉センター2階 レクリエーション室
委員長の氏名 中山久憲 出席及び欠席委員の氏名 出席：中山久憲、宮崎良平、山本正仁、神戸 仁、萬谷信弘、白井伸幸 欠席：高木厚子、藤原博幸、廣畑貞一	
説明のため出席した者の職氏名 —	
出席した事務局職員の氏名及びその職名 <事務局> 技監 岸本至泰、都市整備部長 藤井康平 都市整備部都市政策課：課長 長谷田克彦、副課長 藤原敬子、主査 藤井康孝、 主査 丸山聡司、主事 伊藤充紀 <加東市都市計画マスタープラン等改定支援業務 委託業者> 株式会社エイト日本技術開発：戸田公一、中井二郎、高木悠里、竹添敏仁	

【報告事項】

- (1) 住民説明会の意見・回答
- (2) パブリックコメントの意見・考え方
- (3) 前回委員会からの都市計画マスタープラン（案）の修正について

【会議の経過】

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 報告事項

<住民説明会の意見・回答>

<パブリックコメントの意見・考え方>

<前回委員会からの都市計画マスタープラン（案）の修正について>

（説明）

事務局から、住民説明会の意見・回答、パブリックコメントの意見・考え方、前回委員会からの都市計画マスタープラン（案）の修正箇所について、説明を行った。

（質疑応答）

委員長：前回の計画（案）から、皆さまの意見、パブリックコメント及び住民説明会での意見を踏まえて、修正されたところを中心に説明を頂いた。

資料1、住民説明会での回答は、当日回答された内容か。この内容でご理解いただいたということか。

事務局：そうである。

委員：資料2、パブリックコメントに対する考え方はまだ公表していないのか。

事務局：まだ公表していない。

委員：資料2のBio周辺と国道372号のアクセス道路整備について、具体的にはどこで何をするのか。

播磨中央公園については、県の施設に関連することである。県と調整しているのか。

「3つの文化会館は不要」という意見があるが、そのような話が進んでいるのか。

事務局：アクセス道路については、具体的に事業が決まっているわけではない。来年度以降、道路ネットワーク計画の中で検討していく予定である。

播磨中央公園については、県の担当部局にも確認する。

文化会館については、3つの文化会館が不要と公表した事実はない。ただし、公共施設適正配置計画の中で、1つの市に3つの文化会館があることは課題として捉えている。その中で、文化会館としては社地域の国際学習塾を活用し、滝野文化会館は生涯学習施設として、東条文化会館はNPOによる運用の方向となっているため、そのような表現が出たのではないか。

委員：特別指定区域制度とは何か。

事務局：社・滝野地域は線引き都市計画区域であり、一部が建築物等の規制が厳しい市街化調整区域である。特別指定区域制度は県の制度であり、市街化調整区域の規制

を緩和するものである。当地に10年以上住んでいる地縁者が住宅を建てられる「地縁者の住宅区域」や、既存の店舗・工場を拡張できる「既存事業所の拡張区域」、駅・バスターミナル等の周辺に定める「駅・バスターミナル等周辺区域」等の区域がある。

委員：特別指定区域制度は、市が県に上申すると決定されるのか。Bio周辺は、上申しているのか。

事務局：特別指定区域制度は、市と県の協議を経て指定される。Bio周辺は市街化区域に隣接しており、特別指定区域の条件に合致しない。

Bio周辺では、市街化調整区域の地区計画を検討しており、将来的には市街化区域への編入も検討したいと考えている。

委員：Bio周辺を開発する時間軸のイメージを教えてください。10年以内なのか。20年以内なのか。

事務局：長期的なプランの中で、整備内容も含めて検討していく。地区計画を検討する中で、バスターミナルの具体的な整備内容等も検討する。ただし、いつまでかという期間を明記することは難しい。基本的な方針として記載している。

委員：資料2のBio周辺の市街化区域編入の協議についての回答は不明瞭である。具体的に説明してほしい。「多種多様な社会実験」とは何か。

事務局：社会実験としては、まちの拠点づくりコンソーシアムという団体を立ち上げて、Bio2階の多目的ホールで活動が続けている。そこを拠点にして、Bioも含めて周辺に人が集まるためのイベント等を実施している。

委員：コンソーシアムで取り組んだ結果、来訪者が増加したとか、売り上げが増加した等の検証はしているのか。市が実施した施策を評価・検証する必要がある。

事務局：Bioの売り上げまでは把握していない。Bioの来客数が増えていることは聞いている。

委員：「市街化調整区域の地区計画などの計画も検討しており…」とあるが、この進展について教えてください。

事務局：Bio南側の一体の土地について、バスターミナルの整備は決定している。ただし、周辺の具体的な事業計画までは決まっていないため、現段階では市街化区域への編入は難しい。そこで、市街化調整区域の地区計画を検討していく予定である。市街化調整区域では建築物等が建ちにくいのが、地区計画を定めることで建築物を建てられるようになる。

委員：市街化調整区域の地区計画とは何か。特別指定区域制度とは異なるのか。

委員：市街化調整区域の土地利用の規制緩和についての話である。特別指定区域制度とは、既存集落の活力維持を目的に、あくまで市街化調整区域としての土地利用を維持しつつ、営農活動や居住などに関する一定の開発を許容する制度である。市街化区域に隣接し、将来は市街化区域に編入していこうという場合は、特別指定区域制度にはなじまない。

将来、市街化区域に編入するのであれば、まずは地区計画を定め、将来の市街化区域への編入を前提として開発を行うことが考えられる。市街化区域へ編入する場合、市街化が確実になっているという前提が必要であり、確実に整備されるという事業の確実性が必要である。そこで、まずは市街化調整区域の地区計画として道路・公園等の計画を定めて、開発を許可していく。その計画に基づいて開発が進み、建物が立地してきた際には、市街化区域に編入する。特別指定区域制度と地区計画、市街化区域の編入は、制度の主旨が異なると理解してほしい。

委員：Bio周辺は、まずは地区計画を定めるということか。

事務局：将来的には市街化区域への編入を目指し、まずは地区計画を定めて、段階的に進めていきたい。

委員：地区計画は、市が県に要望すると定めることができるのか。

委員：県との協議は必要であるが、地区計画は市が定めることができる。ただし、将来

的に市街化区域への編入を目指すという話であれば、地区計画を定めるにあたって、県としては事業の確実性を求める。そこまでの段階でなければ、市としても地区計画を定めることは難しいと思う。

委員：なぜ、これまで地区計画を検討しなかったのか。10年前からBio周辺の開発は課題となっているが、進んでいない。

事務局：現在も、Bio周辺について協議を進めている。10年前は、バスターミナルの話は無かった。現在は、バスターミナルの話が進んでいく中で、色々な方策について検討しているところである。

委員長：制度がどうこう、という問題ではなくて、マスタープランに位置付けることによって、将来的には市街化区域への編入や、そうでなくとも地区計画の検討を進めることができる。

地区計画であっても、市、県、地権者で協議が必要である。そのような協議をしていくためにも、マスタープランには色々な方策を位置付けておくべきである。今回は、このような方策を進めていきたいというところであり、マスタープランに位置付けておくことが重要と理解してほしい。

委員：県としては、市との協議にあたって、都市計画マスタープランでの位置付けも重視する。そういったところも含めて位置付けられているものと思う。

事務局：今後進めていくための方針を定めているマスタープランと理解してほしい。

委員：民間企業は、市の計画等が定まる前から、開発などに向け先に動いているように思われる。

委員長：企業は、経済活動の中で動いていく。土地利用等を定めることが都市計画の仕事である。土地利用等の方針をマスタープランに位置付けておくことが重要である。個別の案件や企業の動向を踏まえて検討するよりも、公平・公正な観点から、大きな方針としてマスタープランを書くものである。

委員：バスについては、民営の路線バスと、市が運行する自主運行バスがあると思う。民営の路線バスについては、採算が取れない路線から撤退してしまうのではないか。

委員長：路線バスを運行するには、事業者が経路の路線免許を取得することが必要である。免許を取得した限り、運行させることが前提であり、廃止するには代替手段を考えなければいけない。ただし、採算を考えて便数を減らすといった対策は取られる可能性があるが、事業者に公共性を与え独占させている以上、儲からなければ廃止、ということは認められない。

委員：自動運転のバスの計画はないのか。

事務局：都市計画マスタープランとして、そこまで明記できない。公共交通については、地域公共交通網形成計画を策定している。具体的な内容は、地域公共交通網計画の中で調整を進める。都市計画マスタープランとしては、大きな方針を位置付けている。

委員：加東市は、人口があまり減っていないが、外国人の労働者が1,300人程度居住していると聞く。工業団地における外国人労働者の雇用については、事業者によると思うが、地元住民の雇用も大事である。定住者を増やし、賑わいを創出するためには、地元住民の雇用が必要ではないか。外国人労働者が工業団地に就業しているという実態と、地元の雇用を創出するということの関係性について、どのように考えているのか。

事務局：例えば、市民が就労する場を創出するため、新たに工業団地を整備することが考えられる。しかし、実際に市民がどの程度、工業団地で働いているのかというと、市民が占める割合は少ないのが実態である。そのあたりは、商工観光等の具体的な事業の中で調整しながら、できるだけ市民の方に働いて頂きたいとは思っている。都市計画マスタープランで示した方針と、市民の雇用がつかないところはある。そのあたりは、担当部署の業務運用の中で考えていきたい。

- 委員：農業に対する市の取組はどうなっているのか。外国人に農業を担ってもらうことが必要。そのような施策もマスタープランに必要ではないか。
- 委員長：土地利用として、農地について都市計画マスタープランに位置付けることはできるが、農業施策まで踏み込むことは難しい。ただし、このエリアは農地を残す、このエリアは開発する、といった方針を位置付けることは必要である。都市計画は空間計画であるため、農業施策については、上位計画の総合計画等で検討されている。
- 委員長：目標人口 40,000 人以上を目指すとはあるが、外国人もカウントしているのか。工業団地で働いている方も含まれているのか。
- 事務局：人口ビジョンでは、40,000 人以上を目指すとしているが、住民登録されている外国人の方も含めて検討している。住民登録されずに働いている方は、推計には含まれていない。
- 委員長：外国人労働者も、積極的に推計に含めていけば、将来人口を達成し、計画として整合を図れるのではないかな。
- 事務局：例えば、市営住宅の入居条件として、市民だけでなく、加東市内で勤務している方も含まれる。市営住宅に入居していただくと、住民登録していただくことになる。そういった方を含めていくと、賑わいの創出にもつながっていくのかなと考えている。
- 委員：40,000 人以上というベースを、目標値としてずっと維持してほしい。
- 事務局：そのように考えている。
- 委員長：目標として 40,000 人以上と掲げながら、グラフには 35,000 人となっている。推計でこのままいくと 35,000 人になるが、40,000 人以上を収容する空間計画を考えているという主旨と思う。
- 委員長：表現上の問題だけ指摘したい。計画書の 37 ページ、「自転車ネットワーク」ではなく、「自転車道ネットワーク」ではないか。
- 43 ページ、「面的整備を検討します」とあるが、「住宅地が必要な場合は、住宅が建てられるように整備する」という主旨と思う。基盤を整える、ライフラインを整える、そういった施策を行うことで、住宅が建てられるようになると思うので、文言上の修正を検討してほしい。
- 34 ページ、「まちの拠点の市街化調整区域」とあるが、「市街化調整区域でまちの拠点になるようなところは」といった表現ではないか。
- 委員長：皆さまの意見を受けて、大きく修正するところはないと思う。委員会としては、これで終了としたい。

5 閉会

【資料名】

- 資料 1：加東市都市計画マスタープラン（案） 住民説明会の意見・回答について
- 資料 2：加東市都市計画マスタープラン（案）に係るパブリックコメントに寄せられた意見に対する考え方について
- 資料 3：前回委員会からの都市計画マスタープラン（案）の主な修正箇所
- 資料 4：都市計画マスタープラン（案）

平成 3 / 年 3 月 14 日

委員長

中山久憲



副委員長

高千穂子

